

会員規約改定のご案内

2018年10月よりUCカードの新システムへの移行に伴い、「ろうきんUCカード会員規約」「ろうきんUC法人カード会員規約」等を改定いたします。改定箇所をご確認いただき、内容をご了承の上、カードをご利用いただきますようお願い申し上げます。

●主な改定内容

ろうきんUCカード会員規約(個人会員)

第12条(遅延損害金)

- ・キャッシングサービスの遅延損害金を年利率14.6%から年20.0%の割合に変更します。

第29条(キャッシングサービスの利率等)

- ・キャッシングサービスのリボルビング払いの利率は、ご利用日から第1回目の約定支払日までの日割計算であったものを、ご利用日の翌日から初回約定支払日までの日割計算によって計算した金額に変更します。

<キャッシングサービス>のご案内

- ・キャッシングサービス(1回払い)

利用可能枠(1~20万円) ⇒ 利用可能枠(1~30万円)に変更します。

- ・キャッシングサービス(リボルビング払い)

利用可能枠(1~200万円) ⇒ 利用可能枠(1~300万円)に変更します。

※会員規約はこちらからご確認いただけます。

<http://www.rokincardservice.co.jp/pg1131122.html>

【本件に関するお問い合わせ先】
株式会社労金カードサービス
カード事業部
TEL : 03-3295-6737

以 上